

団体交渉の申入れに応じないことを理由とした損害賠償請求訴訟について

1 事案の概要

全国福祉保育労働組合京都地方本部等（以下「組合」という。）が、本市を相手として、京都府労働委員会命令の不履行（団体交渉の申入れに応じないこと）を理由に損害賠償を求め、京都地方裁判所へ提訴を行ったもの。

(1) 当事者

原告：全国福祉保育労働組合京都地方本部
全国福祉保育労働組合京都地方本部学童保育・児童館支部
全国福祉保育労働組合京都地方本部京都市学童保育所管理委員会協議会
被告：京都市

(2) 本件訴訟に係る経過、請求内容及び本市主張

4 ページ参照

2 判決の概要

- (1) 被告は原告に対し、30万円及びこれに対する本訴状送達の日（令和5年2月14日）から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告（本市）の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- (4) この判決は、上記(1)に限り、仮に執行することができる。

(参考) 請求内容及び判決結果

| 請求内容 | | 判決結果 |
|---------|---|------|
| 原告からの請求 | 原告らに対し、金280万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え | 一部認容 |
| | 訴訟費用は被告の負担とする。 | 一部認容 |
| | 仮執行宣言を求める。 | 認容 |

3 裁判所の判断及び本市の見解

| | |
|---------------|---|
| <p>裁判所の判断</p> | <p>① 労働委員会の救済命令は、交付された日から命令に従う義務(以下「公法上の義務」という。)が生じるが、それをもって、直ちに使用者に団体交渉を求める権利(以下「私法上の権利」という。)が認められるものではない。また、救済命令が発せられたことをもって、使用者であることを確定的に認めるものではない。</p> <p>② 本市が組合からの団体交渉の申入れに応じないことについて、公法上の義務に違反していると評価できるが、そのことのみによって直ちに団体交渉を求める私法上の権利を侵害した違法があるとまでは言えない。</p> <p>③ 一方で、本件損害賠償訴訟においては、「団体交渉」という呼称で、協議する機会が平成2年～令和元年の約30年間にわたり持たれてきたこと等の理由から、組合が本市と団体交渉をする強い期待を有しており、かつそのような期待を有することに合理的な理由がある。</p> <p>④ こうした中、令和2年に突如として使用者性を否定するようになり、救済命令を受け、再三にわたり団体交渉の申入れを受けたにもかかわらず、救済命令の未確定を理由に団体交渉に応じない態度をとることは、合理的な期待を著しく損なう行動である。</p> <p>⑤ 以上を踏まえ、救済命令が確定する前であったとしても、本市が組合との団体交渉に応じることに對する組合の期待は、合理的なものとして私法上の保護に値する利益であり、このような利益が違法に侵害された場合は国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じる。</p> <p>⑥ 本市は救済命令による公法上の義務に違反して、団体交渉に係る原告らの合理的期待を侵害したといえるから、本市が団体交渉に応じないことには違法性がある。</p> <p>⑦ 団体交渉不履行により、組合活動に相当程度の支障を来したものと認められ、これによる無形的損害は、控えめにみても30万円を下回ることがないことから、組合に同額(原告3団体に対して各10万円ずつ)の損害賠償を得させるのが相当である。</p> |
| <p>本市の見解</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ①及び②については、救済命令は交付された日から命令に従う義務が生じるものの救済命令が発せられたことをもって、使用者であることを確定的に認めるものではないこと及び組合からの団体交渉申入れに応じないことが、そのことのみによって直ちに団体交渉を求める私法上の権利を侵害した違法があるとまでは言えないことという点において、本市の主張が認められたと認識している。 ・ ③～⑥については、約30年間にわたり「団体交渉」という呼称での協議を継続してきたこと等を殊更に重視し、組合が合理的期待を有していると判断しているが、そのような期待は、救済命令が確定し、本市が使用者であることが認められた場合に初めて保護されるべきものである。しかし、本市の使用者性については別件の救済命令取消訴訟で審理を行っているところである。本件訴訟においてはこの点についての十分な審理が尽くされておらず、本市としては、使用者性が確定していない中で組合側の合理的期待が認められたことには不服がある。 |

| | |
|--|--|
| | また、合理的期待を理由に組合の損害を認めることは、救済命令が確定していない中にもかかわらず、実質的に団体交渉に応じることを強いるものであり、到底容認できるものではない。 |
|--|--|

4 今後の予定

本件に係る裁判所の判断については容認できず、原判決の取消しを求めるため控訴する。

(参考) 控訴期限：12月22日(金)

本件訴訟に係る経過、請求内容及び本市主張

| | |
|--------------------|--|
| 令和2年7月6日 | (福祉保育労働組合→本市へ団体交渉申入れ) 指定管理又は委託により学童保育事業等を実施している団体に雇用され、当該事業に従事している職員の賃金体系の見直しについて、協議等を求める団体交渉の申入れ |
| 令和2年7月10日 | (本市→福祉保育労働組合への回答) 本市と当該職員らとの間に雇用契約関係はなく、団体交渉の申入れには応じない旨回答 |
| 令和2年12月23日 | (福祉保育労働組合→京都府労働委員会へ救済申立て) 本市が団体交渉に応じないことは不当労働行為に該当するとして、京都府労働委員会に対し救済を申立て <申立ての内容> ○ 京都市は、団体交渉の申入れに誠意をもって応じること ○ 京都市が団体交渉の申入れを拒否したことについて、陳謝等する旨の文書の掲示 |
| 令和4年6月1日 | (京都府労働委員会による命令書の交付) <命令の内容> ① 京都市は、令和2年7月6日付けで申し入れられた団体交渉に関し、京都市学童保育所管理委員会の職員である申立人らの組合員に係る賃金体系の見直し等について、申立人らとの団体交渉に応じなければならない。 ② 申立人らのその余の申立てを棄却する。 |
| 令和4年6月28日 | (本市→京都府労働委員会へ提訴) 上記命令①を不服として、 <u>京都府を相手に</u> 命令取消を求める訴えを提起 ※ 命令書交付以降、団体交渉の申入れに対しては、命令の効力は生じているものの、当該命令の取消を求めて係争中であり、その間は履行を強制されるものではないことから、弁護士とも協議のうえ、団体交渉に応じない旨をその都度回答。 |
| | 併合審理（係争中） |
| 令和4年7月14日 | (福祉保育労働組合→京都府労働委員会へ提訴) 上記命令②を不服として、 <u>京都府を相手に</u> 命令の一部取消を求める訴えを提起 |
| 令和5年2月1日 (本件訴訟) | (福祉保育労働組合→京都府労働委員会へ提訴) 命令書交付以降も、本市が団体交渉申入れに応じないことに対し、 <u>本市を相手に</u> 、損害賠償を求める訴えを提起 <福祉保育労働組合 請求主旨・概要> ○ 命令後、速やかに団体交渉を実現できるとの期待を何の理由もなく、裏切られた上、団体交渉権を不当に拒絶されたことにより社会的評価・信用が棄損し、無形の財産的損害が発生。申し込んだ団体交渉（14回）ごとに20万円を下らないため、国家賠償法に基づき、280万円の損害賠償を請求する。 <本市主張> ○ 命令書の効力は交付の日から生じるが、その取消しの訴えを提起したときは、救済命令等は確定しないとされており、命令は確定していない。 ○ 国家賠償法上、公務員が公法上の義務に従わないことを以て、直ちに違法と認められるわけではなく、違法状態であるかどうかは、事案の性質、態様によって判断されるべきもの。現在、救済命令の内容そのものを争っており、相当の合理的な理由を以て団体交渉に応じていないものであり、違法ではない。 |
| 令和5年12月8日 | (京都府労働委員会による判決言い渡し) |